

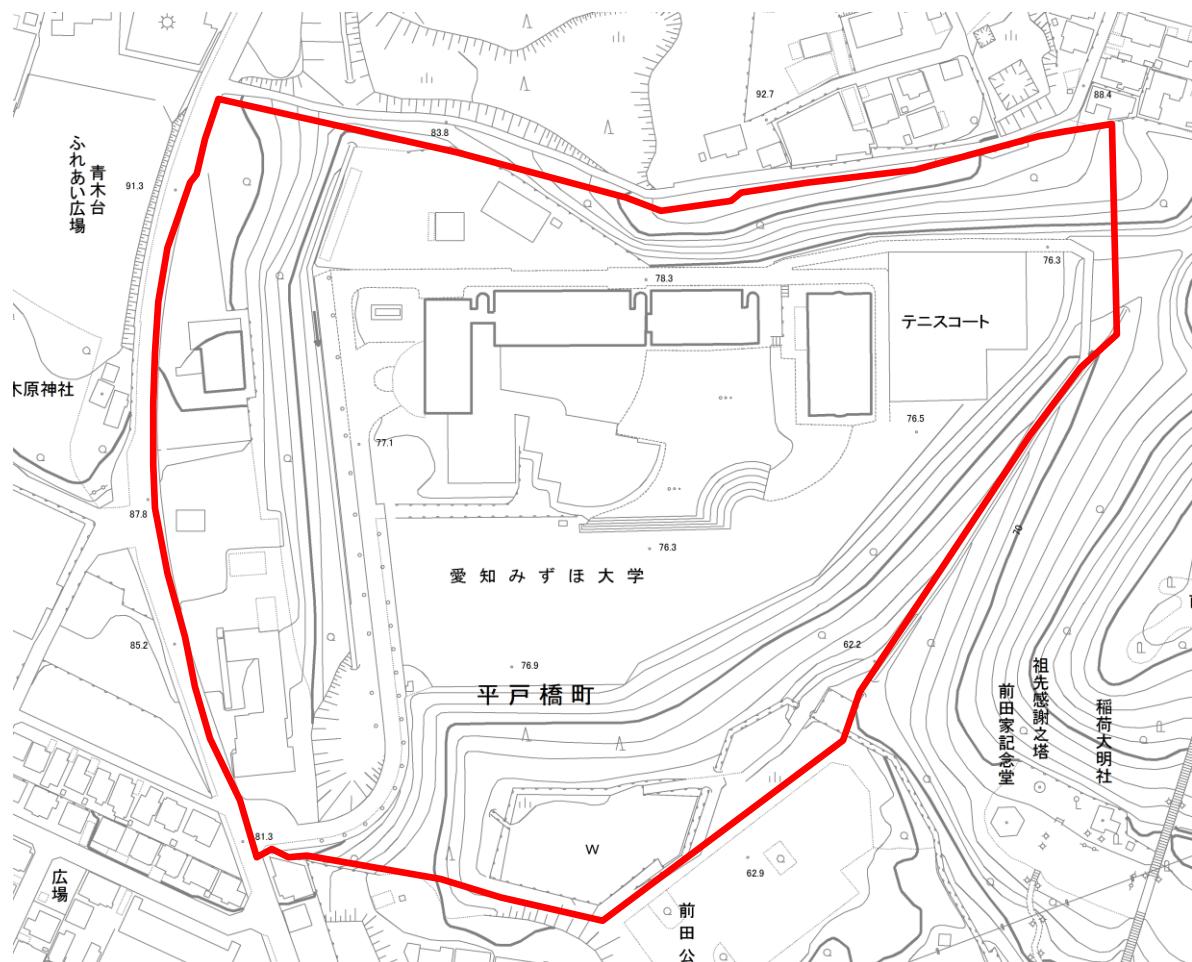
地区計画のルール

ひ ら と ば し は い わ

平戸橋波岩地区

【平成29年10月13日告示】

名 称	平戸橋波岩地区計画
位 置	豊田市平戸橋町波岩及び青木町 1 丁目の各一部
面 積	約 7. 4 ha



平戸橋波岩地区計画の区域

平戸橋波岩地区まちづくりの目標

周辺の自然環境に配慮するとともに、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図り、魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、より良好な住環境を形成します。

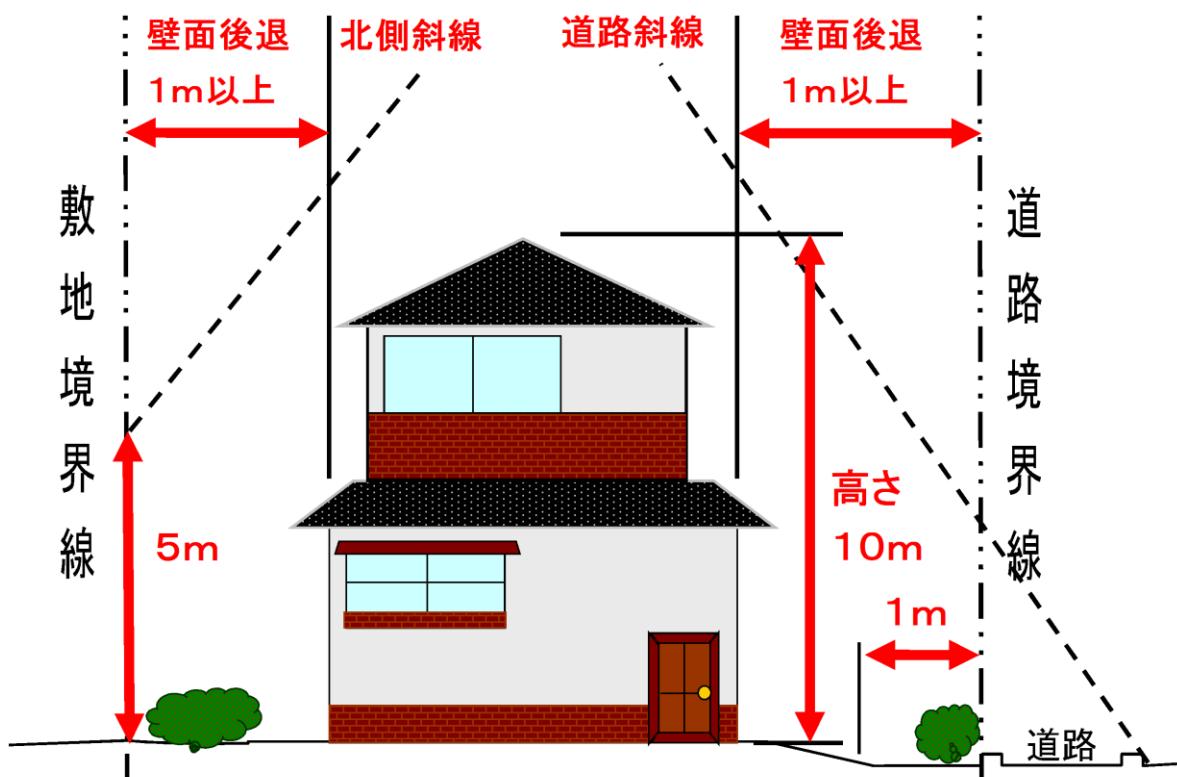
《平戸橋波岩地区計画における建物に関するルール》

平戸橋波岩地区では、以下の内容が建物について定められています。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ① 用途の制限 | ⑤ 壁面の位置の制限 |
| ② 建ぺい率・容積率の最高限度 | ⑥ 垣又はさくの構造の制限 |
| ③ 敷地面積の最低限度 | ⑦ 形態・意匠の制限 |
| ④ 高さの制限 | |

区域内で建築できる建物は、住宅と住宅で事務所、店舗、その他これらに類するものを兼ねる建物、店舗となります。

屋根や壁の色は、豊田市景観計画に基づき、健全な住宅地にふさわしいものとしましょう。



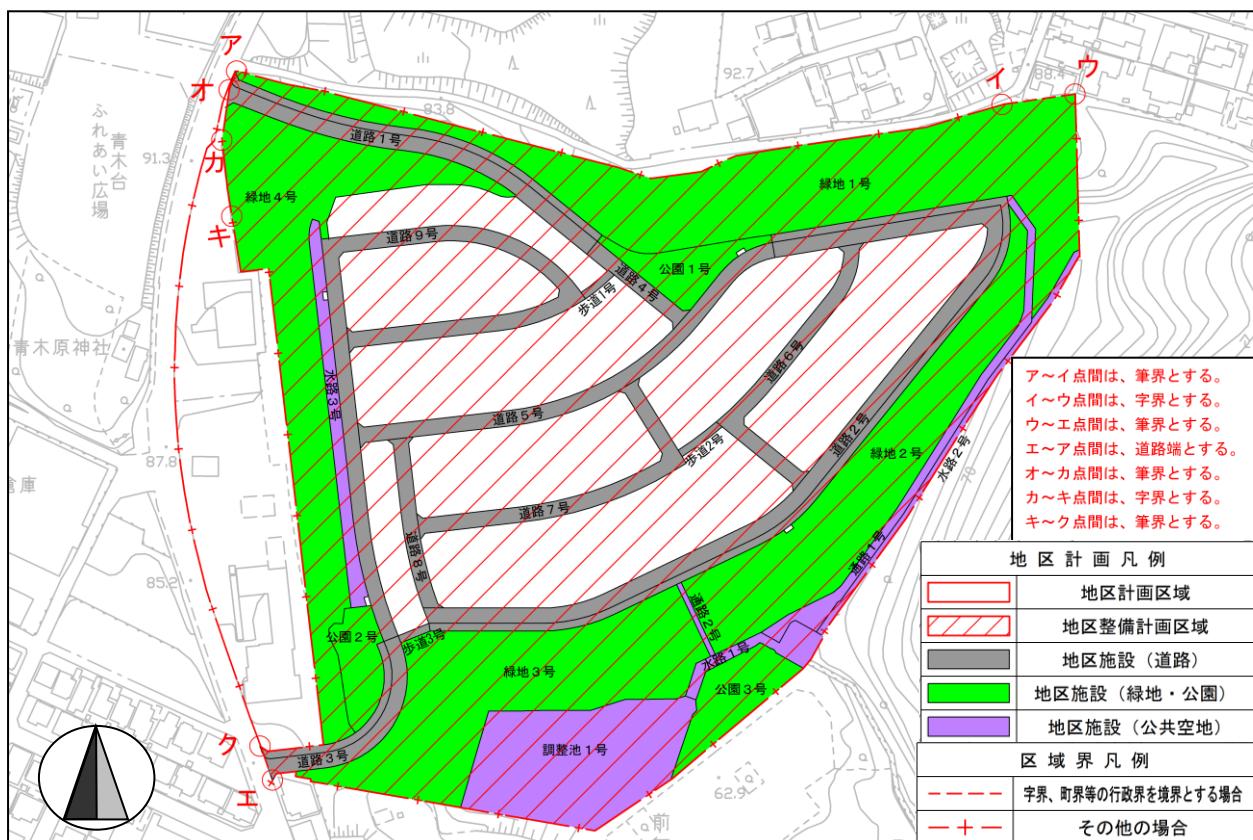
敷地面積は、180 m²以上とします。

道路・公園に接する敷地境界線から 1m未満に垣又はさくを設ける場合には、生垣やフェンスその他透視性のある鉄さく等とします。

平戸橋波岩地区計画のルール

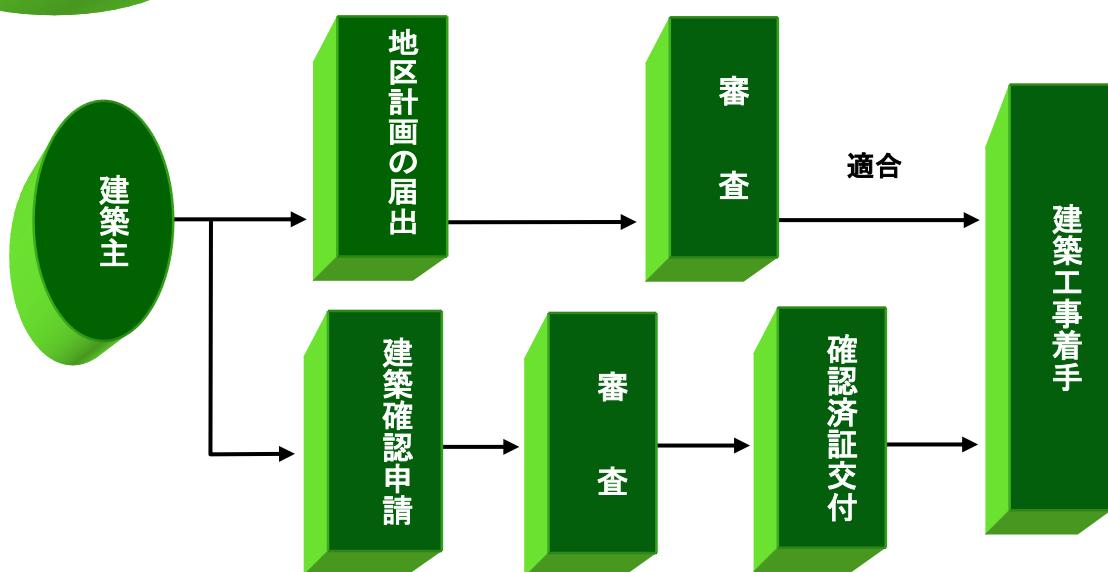
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	10／10
	建築物の建ぺい率の最高限度	6／10
	建築物の敷地面積の最低限度	180m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。 (1) 物置、車庫等の附属建築物で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12m ² 以内のもの (2) 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの
	建築物等の高さの最高限度	建築物等の高さは10m以下かつ建築基準法（昭和25年法律第201号。）第56条及び第56条の2において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10／10に適用される規定に適合するものとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路、公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。 ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5m ² 以下のものはこの限りでない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
土地の利用に関する事項		地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (2) 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 (3) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 (4) 仮植した木竹の伐採 (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 (6) その他市長が認める行為

計画図



届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620